答 申

審査請求人(以下「請求人」という。)が提起した特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下「法」という。)の規定に基づく特別障害者手当資格喪失処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市長(以下「処分庁」という。) が請求人に対し平成29年11月17日付けで行った特別障害者 手当資格喪失処分(以下「本件処分」という。)について、その 取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

平成27年より障害手当を支給されていたが、今回資格が取り 消されたので、生活が苦しく、今般のことを考えると大変なので、 審査請求をした。二人とも無収入のため、年金もない。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審議経過
平成30年4月26日	諮問
平成30年6月18日	審議(第22回第4部会)
平成30年7月17日	審議(第23回第4部会)

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した 結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法26条の2は、市長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、本件手当を支給するものとし、法2条3項は、特別障害者について、「二十歳以上であつて、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいう。」としている。

そして、令1条2項は、法2条3項に規定する「政令で定める程度の著しく重度の障害の状態」は、次のいずれかの場合に該当することが必要であるとしている。

- ア 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害(以下「身体機能の障害等」という。)が令別表第二(別紙2)各号の一つに該当し、かつ、当該身体機能の障害等以外の身体機能の障害等がその他の同表各号の一つに該当するもの(令1条2項1号)
- イ 上記アに定めるもののほか、身体機能の障害等が重複する場合(令別表第二各号の一つに該当する身体機能の障害等があるときに限る。)における障害の状態であって、これにより日常生活において必要とされる介護の程度がアに定める障

害の状態によるものと同程度以上であるもの(令1条2項2 号)

- ウ 身体機能の障害等が令別表第一(別紙2)各号(10号を除く。)の一つに該当し、かつ、当該身体機能の障害等が上記イと同程度以上と認められる程度のもの(令1条2項3号)
- (2) 法26条の5において準用する法5条の2第1項は、本件手当の支給は、受給資格者が法5条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、本件手当を支給すべき事由が消滅した月で終わるとしている。

そして、法に基づく特別児童扶養手当においては、有期認定の期限前に診断書が提出された場合について、受給資格がないと判断されたときは、診断書作成日をもって受給資格を喪失させるとしている(「特別児童扶養手当に関する疑義について」(平成28年6月15日付障企発0615第3号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知)第4・問2・答)ところ、特別児童扶養手当は、本件手当とともに法を支給の根拠としているものであり、特別児童扶養手当に係る解釈取扱いは、本件手当の取扱いにおいても適用されるものと解される。

(3) 法26条の5において準用する法19条は、本件手当の支給 要件に該当する者は、本件手当の支給を受けようとするときは、 その受給資格について、市長の認定を受けなければならないと している。

また、省令16条において準用する省令11条は、市長は、 本件手当の支給を受けている者の受給資格が消滅したときは、 その者に、文書でその旨を通知しなければならないとしている。

(4) 法36条2項は、市長は、必要があると認めるときは、特別障害者に対して、その指定する医師の診断を受けるべきことを

命じ、又は当該職員をしてこれらの者の障害の状態を診断させることができると規定している。そして、認定基準によれば、障害程度の認定は、原則として、特別障害者手当認定診断書によって行うこととしている(認定基準第一・3)。

したがって、本件診断書の記載内容全般を基にした処分庁の 判断に違法又は不当な点がなければ、本件処分に取消理由があるとすることはできない。

- 2 そこで、本件診断書の記載内容を前提に、本件処分に違法又は 不当な点がないかどうか、以下、検討する。
 - (1) 認定基準による両下肢に係る障害の認定について

「両下肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、おおむね両下肢のそれぞれについて股、膝及び足の3大関節中2関節以上が用を廃する程度の障害を有するものをいう。この場合において、関節が用を廃する程度の障害を有するとは、各々の関節が強直若しくはそれに近い状態(可動域10度以下。なお、足関節の場合は5度以下)にある場合又は下肢に運動を起こさせる筋力が著減(徒手筋力テスト2以下)している場合で、起立歩行に必要な動作を起こし得ない程度の障害をいうとされている(認定基準第三・1・(4)・ア)。

- (2) 認定基準による体幹の障害の認定について
 - ア 「体幹の機能障害は、高度体幹麻痺等を後遺した脊髄性小児麻痺、脳性麻痺、脊髄損傷、強直性脊椎炎等によって生ずるが、これらの多くのものは障害が単に体幹のみならず四肢に及ぶものが多い。このような症例における体幹の機能障害とは四肢の機能障害を一応切り離して、体幹のみの障害の場合を想定して判定したものをいう。従ってこのような症例の場合は体幹と四肢の障害の程度を総合して判定するものであるが、この際体幹と下肢の重複障害として認定するときは慎

重に行うこと。例えば脊髄損傷又は臀筋麻痺で起立困難の症例を体幹と下肢の両者の機能障害として重複障害として認定することは適当ではない。」とされている(認定基準第三・1・(5)・ア)。

- イ 「座っていることができない」程度とは、腰掛、正座、横座り、長座位及びあぐらのいずれもできないものをいい、「立ち上がることができない」程度とは、臥位又は座位から自立のみで立ち上がれず、他人、柱、つえ、その他の器物の介護又は補助によりはじめて立ち上がることができるものをいう(認定基準第三・1・(5)・イ)。
- (3) これを本件についてみると、本件診断書の「障害の原因となった傷病名」欄には「レビー小体症」と記載され(別紙1・1)、「傷病の原因又は誘因」欄には「後天性(疾病)」と記載されており(別紙1・2)、「現症」欄の股関節、膝関節及び足関節の関節運動筋力等の記載(別紙1・6・(8))からすれば、請求人の障害の原因は、レビー小体症に伴う関節運動筋力等の低下であると判断される。

そうすると、請求人の障害については、認定基準(第三・1・(5)・ア)により、両下肢及び体幹の重複障害と認定することは原則として適当でないから、以下、その前提により、請求人の障害の程度が令1条2項各号に該当するかどうかを検討する。

(4) 令 1 条 2 項 1 号該当性について

ア 認定基準によれば、令1条2項1号に該当する障害の程度 とは、令別表第二に掲げる障害が重複するもの(認定基準第 三・1・柱書)とされている。

イ まず、本件診断書によれば、請求人の両下肢の運動に係る 筋力は全て「半減」とされており(別紙1・6・(8))、また、 「日常生活動作の障害程度」欄(別紙1・8)における評価 では、「歩く 屋内」及び「立ち上る」の各項目が、補助具等を使用しない状態でいずれも「△(ひとりでできてもうまくできない場合)」とされている。そうすると、請求人の両下肢の障害は、起立歩行が一人でできる程度であって、「起立歩行に必要な動作を起こし得ない程度の障害」(2・(1))であるとは認めることはできないから、令別表第二第4号の「両下肢の機能に著しい障害を有するもの」に該当するということはできない。

- ウ また、本件診断書によれば、請求人の体幹に係る「日常生活動作の障害程度」欄(別紙1・8)における評価では、「すわる(正座・横すわり・あぐら・脚なげ出し(このような姿勢を持続する))」、「歩く 屋内」及び「立ち上る」が、補助具等を使用しない状態でいずれも「△(ひとりでできてもうまくできない場合)」とされている。そうすると、請求人の体幹の障害は、「体幹の機能に座つていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害」(2・(2)・イ)であると認めることはできない。
- エ したがって、請求人の両下肢の障害及び体幹の障害は、と もに令別表第二第4号及び同第5号に該当せず、その他の各 号にも該当しないから、請求人の障害の程度は、令1条2項 1号(1・(1)・ア)に該当するということはできない。
- (5) 令 1 条 2 項 2 号該当性について
 - ア 認定基準によれば、令1条2項2号に該当する障害の程度とは、①「令別表第2第1号から第7号までのいずれか1つの障害を有し、かつ、次表に規定する身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害を重複して有するもの」(認定基準第三・2・(1))、又は②「令別表第2第3号から第5号まで

のいずれか1つの障害を有し、かつ、次の日常生活動作評価表の日常生活動作能力の各動作の該当する点を加算したものが10点以上のもの。この評価は、つえ、松葉づえ、下肢装具等の補助具等を使用しない状態で行うものである」(認定基準第三・2・(2))とされている。

- イ まず、上記①の要件について、本件診断書によれば、請求 人の障害について、令別表第二第1号から第7号までのいず れか1つの障害を有していると認めることはできないから、 請求人の障害の程度は、認定基準第三・2・(1)に該当するも のとは認められない。
- ウ 次に、上記②の要件においては、「令別表第2第3号から 第5号までのいずれか1つの障害を有し」とされているとこ ろ、本件診断書によれば、請求人の障害については、令別表 第二第3号から第5号までのいずれかに該当していると認め ることはできないから、請求人の障害の程度は、認定基準第 三・2・(2)に該当するものとは認められない。
- エ そうすると、請求人の障害の程度は、令1条2項2号(1・(1)・イ)には該当しない。
- (6) 令1条2項3号該当性について
 - ア 認定基準によれば、令1条2項3号に該当する障害とは、令別表第一のうち、①内部障害又はその他の疾患に該当する障害を有するものであって、結核の治療指針(昭和38年6月7日保発第12号厚生省保健局長通知)に掲げる安静度表の1度に該当する状態を有するもの(認定基準第三・3・(1))又は②精神障害に該当する障害を有するものであって、認定基準第三・1・(8)・エの日常生活能力判定表の各動作及び行動に該当する点を加算したものが14点となるもの(認定基準第三・3・(2))とされている。

- イ そこで、本件処分を見るに、請求人が提出した診断書は 「肢体不自由用」のみであり、本件診断書によっては、請求 人が「内部障害」若しくは「その他の疾患」又は「精神疾 患」に該当する障害を有するものと認めることはできないこ とから、請求人の障害の程度は、認定基準第三・3に該当す るものとは認められない。
- ウ そうすると、請求人の障害の程度は、令1条2項3号(1·(1)・ウ)に該当しない。
- (7) 以上から、請求人の障害の程度は、認定基準第三・1ないし 3のいずれにも該当する程度のものではなく、令1条2項各号 に該当するということはできないから、「政令で定める程度の著 しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別 の介護を必要とする者」(法2条3項)に該当するとはいえない。 したがって、これと同旨の結論を採る本件処分を違法又は不当 ということはできない。
- 3 請求人は、上記(第3)のとおり主張する。

しかし、本件処分は、上記(1・4)のとおり、本件診断書に 基づきなされるものであり、本件診断書の記載内容からすれば、 請求人の障害は、令1条2項各号に該当する程度にまで至ってい るとはいえないことは、上記2のとおりであるから、請求人の主 張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

なお、請求人は、審査請求書に本件医師が平成29年11月3 0日付けで作成した請求人に係る特別障害者手当認定診断書(肢体不自由用)の写しを添付しているところ、同診断書には、本件診断書とは異なる記載がなされていることから、これらのことをもって、本件処分の違法、不当を主張しているものとも解される。

しかしながら、本件手当の支給対象者に係る障害認定の判断は、 上記1・(4)のとおり、受給資格者から提出された本件診断書の記 載内容全般に基づいてなされるべきものであり、その記載内容を総合して判断すると、請求人の障害の程度は、法2条3項及び政令別表に規定する障害の状態に該当しないと判断することが相当であることは上記2のとおりであり、本件処分を違法又は不当であるとすることはできないものである。

そして、請求人が本件審査請求書に添付した上記診断書は、本件処分後に作成されたものであることから、本件診断書の診断日における請求人の状態に基づいて判断された本件処分の適否を判断する上では、これを採用することはできないものである。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討 その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や 法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適 正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙1及び別紙2 (略)